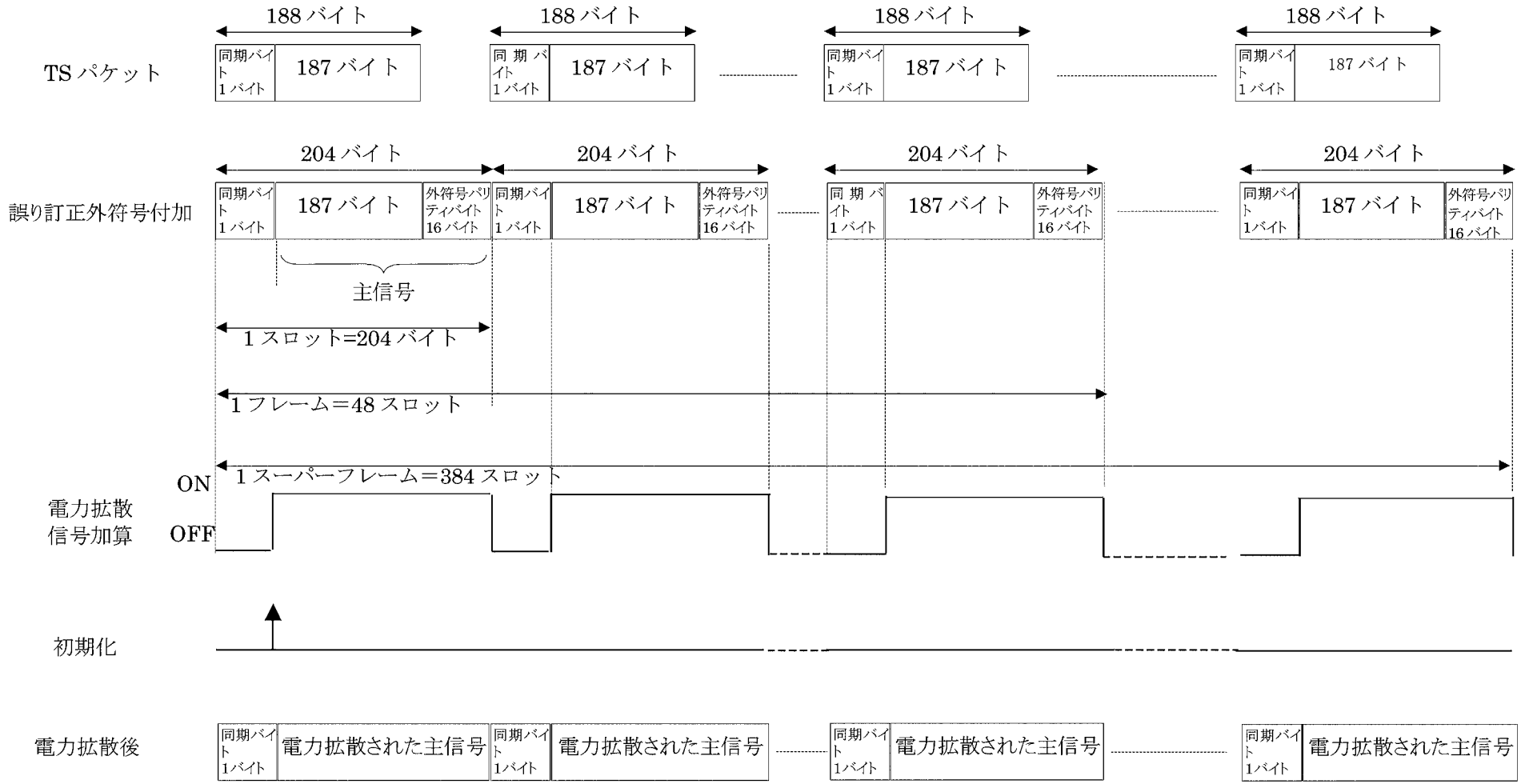
別表第四十八号　伝送主信号の構成（第53条第１項関係）



注１　この表において「スロット」とは第五十三条第一項に規定するスロットをいう。
　２　電力拡散信号は、別記１のとおりとする。
　３　インターリーブは、別記２のとおりとする。
　４　変調方式のスロット割当ては、別記３のとおりとする。